

山梨県公報

号外第十九号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

条 例

- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例……………一
- 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例(条例第十九号)(障害福祉課)

1 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、これらの法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

- (一) 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例
- (二) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例
- (三) 山梨県附属機関の設置に関する条例
- (四) 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例
- (五) 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例
- (六) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
- (七) 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例
- (八) 山梨県障害者幸住条例

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(障害福祉課)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二十一号)

条 例

(文化振興・文化財課)

- 1 博物館法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第十九号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例

(山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第二十四条の二第二項第一号の規定により厚生労働大臣」を「第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣」に、「第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第一号の規定により主務大臣」に改める。

第九条第二項中「第二十四条の二第二項第一号の規定により厚生労働大臣」を「第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣」に、「第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第一号の規定により主務大臣」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項及び第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表山梨県子ども・子育て会議の項中「第七十七条第四項各号」を

「第七十二条第四項各号」に改める。

(山梨県立あゆみの家設置及び管理条例及び山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

一 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)第七
条第三項及び第九条第二項

二 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(平成二十一年山梨県条例第八号)第
六条第三項及び第八条第二項

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十
四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第十一
号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に、「厚生労働大臣」を

「主務大臣」に、「法第二十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十二号中
「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五十七条第二項及び第五十八条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨
県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「法第二十九条第一項」を
「同条第一項」に改める。

(山梨県障害者幸住条例の一部改正)

第七条 山梨県障害者幸住条例(平成二十七年山梨県条例第五十号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十条第二号中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「同条第十五項」を「同条
第十七項」に改める。

附則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月三十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)の一部を
次のように改正する。

第三条中「第五条に」を「第五条第一項に」に改める。

附則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月三十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号
山梨県附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を
次のように改正する。

別表第一第一号の表山梨県立美術館協議会の項、山梨県考古博物館協議会の項、山
梨県文学館協議会の項及び山梨県立博物館運営委員会の項中「第二十条第二項」を
「第二十三条第二項」に改める。

(山梨県旅館業法施行条例及び山梨県暴力団排除条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館
に相当する施設」を「指定施設」に改める。

一 山梨県旅館業法施行条例(昭和三十三年山梨県条例第二十九号)第三条第一項第
三号

二 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第十八条第一項第
七号

附則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県知事 長 崎 幸太郎